

平成23年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第2号

平成23年3月2日(水曜日)午前10時01分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	16番	廣瀬義彰君
8番	佐藤文雄君		

欠席議員

15番 山内庄兵衛君

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	土木部長	松澤徳三君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	大塚隆君
市長公室長	塚野勇君	消防長	井坂沢守君
総務部長	山中修一君	教育部長	横瀬典生君
市民部長	川島祐司君	水道事務所長	仲川文男君
保健福祉部長	竹村篤君	農業委員会事務局長	中島邦之君
環境経済部長	山口勝徑君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

議事日程第2号

日程第1 一般質問

- (1) 古橋智樹 議員
- (2) 佐藤文雄 議員
- (3) 山本文雄 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 古橋智樹 議員
- (2) 佐藤文雄 議員
- (3) 山本文雄 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(1)	古橋智樹	1. 国保税資産割の改善と均等割の公平なバランスについて
		2. 近隣市町村との外交の利益について
		3. 特別会計や補助金、人件費の秩序なき合理化について
(2)	佐藤文雄	1. 入札制度の改革で「談合入札」を根絶し、適正な価格での公共事業の発注について
		2. 小規模工事契約希望者登録制度及び住宅リフォーム助成制度の導入による地元中小業者の仕事おこしの施策について
		3. 生活排水対策における公共下水道事業の全面見直しについて
		4. 国保加入者の負担能力に応じた国保税への引き下げについて
		5. 介護保険特別会計の黒字分を保険料の引き下げに廻すことについて
		6. 向原土地区画整理組合への税金投入問題について
		7. 基本水量の見直しで水道料金の引き下げを
		8. 石岡地方斎場移転計画の見直しについて
		9. 未来につながる子育て支援の充実について
(3)	山本文雄	1. 行政改革の推進と事業仕分けの導入について
		2. 職員の意識改革と人事システムの確立について
		3. 下稲吉小学校の整備促進について
		4. 保育行政の充実について
		5. 板橋区との交流事業の促進について
		6. まちづくりの推進について

開 議 午前10時01分

○議長（小座野定信君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

なお、15番 山内庄兵衛議員から所用による欠席の届け出がありましたので、ご報告申し上げます。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。会議において傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願い申し上げます。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてただす場であります。

したがいまして、法令等を遵守していただくことを求めます。

また、3月1日に会議規則が改正されたことにより、以前は3回までであった質疑回数が撤廃されたため、議員各位においては時間配分に留意されますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、能率的な会議運営の観点からより簡明な答弁をなされることを求めます。

日程第 1 一般質問

○議長（小座野定信君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

5番 古橋智樹君。

[5番 古橋智樹君登壇]

○5番（古橋智樹君）

おはようございます。

一般質問通告の本題に入る前に、一言申し上げる次第です。

さきの市議会議員選挙において、私はかすみがうら市として協調性のあるまちづくりを目指すべきと掲げた次第でございます。なぜならば、1つを例に申し上げますと、50年前の車が余りない戦後間もないころ、当時の町や村で大抵の方は一日の生活圏をその町や村の中で十分賄えるような時代でありました。しかし、この車社会でもある現代社会において、かすみがうら市だけの行政界の中だけで毎日の生活を過ごすのではなく、北は石岡、小美玉、行方市に出向けば、南は土浦、つくば等々に出向く、こういった市民一人一人の生活圏は幾つかの行政、地方自治体のサービスを当たり前を受けているわけですから、住まいのある主に税金を納めているかすみがうら市の行政サービスの一つだけの個人プレーを磨くことより2人、3人と、お互いの適材適所で持ちつ持たれつ、相乗効果を生むような1足す1が2ではなく3となり、4となるような信頼関係、協調性がこれこそがこういったまちづくりがこの景気の低迷において財政が厳しいときだからこそ、貴重な財産であろうと考えるからでございます。

もう一つ例を挙げますと、道路が一つの行政界の中だけで終えるような道路であってはなりません。行政界をまたぐ広域を便利に利用できる道路でなければなりません。行政同士が、地方自治体同士が互いに尊重しなければならない、そうしたことにより有意義な広域幹線道路ができるわけでございます。道路に限らずほかの行政サービスにつきましてもしかりであります。

宮嶋市長には、その掲げられる行財政改革の御旗が近隣市町村からして唯我独尊とならぬよう、私といたしましても、かすみがうら市のためにたださなければならないと決意をするものでございます。

そして、我々当市の予算についても、経費節減のみによる偏った行財政改革により財政力指数

を維持するような行政運営ではなく、地方交付税の恩恵を有効に活用し、GDP国内総生産のような市内総生産を維持させるといったとらえ方で市の成長を保つことが市民や市内にかかわる事業者のための行政運営であります。安心・安全なまちづくりによって、市民や市内事業者が安心して仕事に専念し、所得や雇用を維持できるようなまちづくりにつなげなければなりません。

それでは、通告に従いまして3項目について一般質問を行います。

第1点目として、国保税資産割の改善と均等割の公平なバランスについて質問いたします。

私は、平成20年第1回定例会より、国保税の資産割及び均等世帯割については、一般質問において是正を求めてまいりました。その後、平成22年度において国保税の所得割や資産割の減率の改正を実施されましたが、私の訴えてまいりました資産割と固定資産税との二重課税による不公平感の解消や国の応能・応益割、1対1の指針にはまだまだ乖離がありました。そして、今定例会における国保税にかかわる条例の上程により、私の訴える不公平感の解消に前進を感じさせるものでございます。

一方、国保の医療診療費として支出増加は、少子・高齢化社会において必然であり、収支のバランスを賄い切れない国保制度自体への憂慮もでございます。国民年金のような一律固定額ではなく、課税方式による国保の負担は、アメリカでもなし得ない日本が培ってきた国民皆保険制度であり、社会保障の鏡でございます。この社会保障の鏡である国保の税率設計は、バブル期に設計された税率がそのままこの今の景気の低迷にまで継がれておりますので、固定資産を保つことが依然厳しい社会情勢と国民皆保険の理念に矛盾する二重課税の不公平感を解消いたしたく、私は何とか茨城県内10市町村の資産割廃止の先例を目指して、この訴えを邁進してまいりたいと存じます。

1つに、国保税資産割の改善の可能性について方向性と計画及び試算を伺います。

2点目に、県内でも比較的低い当市の国保税均等割、世帯割の適正について、方向性と近隣市町村並みにした場合の試算を伺います。

続きまして、第2点目といたしまして、近隣市町村との外交の利益について質問いたします。

冒頭に申し上げましたとおり、近隣市町村との関係は市民の代表である市長が模範となるような外交を行うべきところであります。国同士の関係に例えるのなら、全く関連の異なる場合であっても真摯に向き合うことに重要な形があり、誠意を欠いた発言は国同士の関係をも悪化させてしまうことは皆様もご承知のとおりでございます。このようなことがかすみがうら市と近隣市町村との関係で起きてしまっている。しかも当市にとって合意締結を覆し、現状不利益を発生させてしまっている。さらに見直しにより譲歩案をいただきながらも、市長ご自身の選挙公約に固執している。エゴイズムとは、自分の利益を中心に考えて、他人の利益は考えない思考や行動の様式であります。私にとりまして宮嶋市長の選挙公約の固執は、市民の幸福ではなくエゴイズムの割合のほうが大きいのではないのでしょうか。

1つに、石岡地方斎場に係る市長の合理化公約の断行は不利益ばかりをもたらしていないか伺います。

2つに、これまでの市長の近隣市町村との外交にはいささか協調性や信頼性を欠くものが目に余り、次なる合併を目指す市長の考えと矛盾していないか伺います。

続きまして、第3点目といたしまして、特別会計や補助金、人件費の秩序なき合理化について

質問いたします。

宮嶋市長は、ご自身の選挙公約に基づく行財政改革において聖域なき改革とされておりますが、私といたしましては聖域なきではなく、秩序なき合理化と申し上げさせていただきます。物事を行う場合の正しい順序、筋道、これが秩序であります。さらには、社会の諸要素が相互に一定の関係や規則によって結びつき、調和を保っている状態、これも秩序であります。片や、市長という立場は選挙によって選ばれた市民の代表として、市内の最高の執行権を持たれ、そのアイデアを十分発揮されることを求められているという事実もございます。しかし、その市長の権限も、これまで地域が歩んできたよきにつけあしきにつけ、ならわしや歴史に改革として立ち向かうことは、非常にあつれきを生むことは必至であります。その姿勢を賞賛するケースもあるかもしれませんが、宮嶋市長に投票した大方は、果たしてそこまで求めているのでしょうか。私は、この景気の低迷に対し、素直に新たな市長の立場で改めてほしいということであり、決して大方ひずみまで生み出すものではないと察するところであります。

宮嶋市長は、選挙公約の行財政改革として、人件費から捻出して特別会計に当初予算として編成するとのお考えはまだ撤回したとは伺ってはおりませんが、法定上はその編成も可能であります。しかしながら、その市長の権限だけで駆使される予算編成権が現在、当市の健全を示している財政状況で行うこと、このことによって今後の市政運営に、さらには公平公正なルールに禍根を残さないという確信がございますのでしょうか。

そこで伺います。公約のための各特別会計や補助金から財源確保に奔走する行政手法は法令秩序の枠を超え、一緒くたな運営となり、それぞれ公金の長期的な計画や趣旨、ルールを取り壊し、将来景気を回復するときに、従来の公平性を維持できるのかお伺いいたします。

以上、私からの1回目の質問といたします。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

古橋議員の質問にお答えいたします。

1点目の国保税資産割の改善と均等割の公平なバランスにつきましては、市民部長からの答弁とさせていただきます。

2点目の近隣市町村との外交の利益につきましてお答えいたします。

近隣市との関係につきましては、対話を基本に各種の協議を行っているところでございます。本市の実情の中で協議途中の事案もあり、合意が整わない案件もあるかと思いますが、何事もあいまいにすることなく主張すべきはきちんと申し上げ、また譲るべきところは譲る心で、かすみがうら市民の不利益を受けない方向で今後も話し合いを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、市町村合併につきましては、前向きにとらえており、双方の合意が必要であることは当然のことと認識をしているところでありますが、今後も周辺市町村の動向を見ながら、合併を目指してまいりたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

3点目の特別会計や補助金、人件費の秩序なき合理化につきましてお答えいたします。

第2次かすみがうら市行政改革大綱において基本方針として事務事業の見直し、受益者負担のあり方の見直し、歳入の確保、公共施設の有効利用、運営合理化、民間委託等の推進、定員管理、給与の適正化、水道・下水道事業の経営健全化に取り組むこととしております。

このように経費全般にわたる徹底した節減合理化を進めながら、事務事業の優先度に重点を置き、長期的な視点に立ち、計画的かつ効率的な財政運営の維持に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

[市民部長 川島祐司君登壇]

○市民部長（川島祐司君）

古橋議員の一般質問中1点目、国保税資産割の改善と均等割の公平なバランスにつきましてお答え申し上げます。

まず、第1番目の国保税資産割の改善の可能性、方向性と計画及び試算についてお答えいたします。

国保税額の算出に当たっては、応能割の所得割と資産割、応益割の均等割と平等割があり、応能、応益、それぞれの標準基礎課税総額、標準後期高齢者支援金等課税総額及び標準介護納付金課税総額の割合を50対50によるものとする、地方税法第703条の4、第4項、同条第14項及び同条第23項に規定されており、古橋議員ご指摘の1対1というものであります。

今定例会にご提案申し上げました国保税条例の一部改正条例案において、当市の国保税1世帯当たり及び1人当たりの平均課税総額を近隣市町村並みにするという政策を持って、減税措置を行うために地方税法第703条の4第4項等の規定に従い、現行の課税総額割合が基礎課税総額で応能割64.89%、応益割35.11%、後期高齢者支援金課税総額が応能割49.80%、応益割50.20%、介護保険納付金課税総額が応能割42.10%、応益割が57.90%という状況であり、改正案で試算しますと、基礎課税総額で応能割54.99%、後期高齢者支援金課税総額が応能割51.49%、介護保険納付金課税総額が応能割44.94%ということになります。

また、国保税加入世帯の課税所得を職種別に見ますと、給与所得者が39.89%、次に年金所得者が30.0%となっており、農業、営業等による課税所得者は18.01%という実情から、当市の国保加入世帯の職種が都市化傾向にあるということ踏まえ、資産割課税分を減じていくこととし、平成20年度課税状況の3区分課税合計割合で54.80%であったものを昨22年度に49.80%に改正し、このたびのご提案は25.0%と資産割を減ずる税率でご提案をしております。

試算についてであります。平成20年度の資産割課税1世帯当たり平均額を申し上げますと、基礎額分で3万4939円、後期高齢者分で7,941円、介護納付金分で5,355円となっており、このたびの改正案で1世帯当たり平均額を試算しますと、基礎額分で1万6643円、後期高齢者分で3,541円、介護納付金分で5,355円、被保険者の方が3区分に該当する方であれば、合計2万5539円の減額となります。

次に、2番目の均等割、世帯割についてお答えします。

先ほども申し上げましたように、このたびの国保税条例の一部改正条例案は応能割、応益割を地方税法の規定に沿った割合とすべく何通りかの税率、均等、世帯平等割額をもって試算をした結果により、均等割額で6,800円、世帯平等割額で800円を引き上げるものといたしました。近隣市の課税状況と比較しますと、現行の均等割、世帯平等割額のみでは40代の夫婦、学生の子ども2人、計4人家族で土浦市が14万1400円、本市が14万8000円、石岡市が15万9000円、小美玉市が16万8600円となっており、このたびのかすみがうら市の改正案では、本市が合計で2万4000円引き上げとなるものの、平成20年度の応能割、課税税率、所得割の10.25%を0.75%減、資産割の54.8%を29.8%減する税額の合計額が応能・応益割額の引き上げ額を上回る世帯がほとんどという状況と推測をしております。

以上であります。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

それでは、再質問をさせていただきます。

国保税につきましては、私、文教厚生常任委員会の今回、座長を務めておりますので、計数的なものとなるべく触れなく、なるべく今後の方向性などにとどめたいと思う次第でございます。

ただいま川島市民部長から資産割、均等割、世帯割等についてのご説明あったわけでございますけれども、それとともに応能・応益割の50対50という指針に向けての是正をご説明いただきました。今回の上程の中でお伺いすべきところではありますけれども、私も選挙の目標として一つ掲げておりましたので、その点で伺うことをご容赦いただきたいんですけども、今回の上程はまだ途中経過、その是正の目標に向けての途中経過である、段階的なものであるのかどうか、まず判断を下された宮嶋市長にお伺いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

段階的か、今後さらにまた改善を進めていくのかというご質問だろうと思いますが、大分大幅な改定でございます。これで一応様子を見たいと、そういうふうを考えておまして、この後さらにこの比率を変えて応益のほうをさらに引き上げるかという、今現在それを考えているわけではありません。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

ただいまのご答弁ですと、どっちつかずのような形にも解釈できるんですけども、私は宮嶋市長さんがご自身の市長選挙の中で掲げられておりました国保税の大幅値下げという、非常に耳ざわりのいい、受けのいいフレーズでありまして、私一個人としても下げていただければ、本当に下げていただきたいと思うわけですが、当市の健全な財政指数を保つためには、急激な大幅な値下げはできないということ、改めて宮嶋市長が就任されてある程度の期間がたったわけですが、当初描いていた形が難しいんだ。いやこれは今後もできるのかという、私は先ほどの

答弁ですと、非常に選挙公約に固執されていた割には、非常にぼやけた答弁だったと思うんですけども、今後、選挙公約に固執される市長がその一つとして国保税を大幅値下げする、これはもっと堂々とおっしゃってもいいのではないかなと思うんですが、そのあたりについて市長のお考えを再度お伺いしたいと存じます。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

選挙公約との関係であります、近隣市町村並みへの大幅値下げということで申し上げておりました。大体今回の改正でほぼ近隣市町村並みになったかと思っております。ただ、市民の方の個別は値下げ率はばらばらでございまして、階層によって条件解消によって大きく違うわけがあります。

あとでご質問もほかの方からも出るとは思いますが、一部正直値上げになってしまったようなところもございまして。それは応能、応益の比率のバランスを改正したことによってやむを得ず生じるものではあります、それにしても近隣市町村、小美玉、石岡、さらに土浦、つくば等に比較して決して見劣りするものではないと。全体として見れば、ほぼ横並びになったかなということをおもっております、ここで一応公約は達成したかなというふうな思いであります。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私は資産割と固定資産税との二重課税の不公平感を解消したいということにこだわっております。目標であります。県内で既に10市町村、この近年でも資産割を廃止している。それを市長さんはどのように認識されているのか、この点をお伺いしたい。なぜこの資産割がほかの先進事例として10市町村も廃止できたのか、市長のご認識をお伺いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

近隣だと小美玉あたりが資産割ゼロになっておりますよね。確かにゼロのところもあるわけですが、従来のかすみがうら市が相当偏った資産割、相当高水準の資産割の率であったものでありますから、今回は、小美玉ともとものかすみがうらとの中間程度まではいったかなと思うんですが、全体として見て小美玉と比べても、土浦、石岡と比べても、ほぼおおむねバランスすると、そういう感じでございます。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私は、なぜ10市町村が廃止することができたのか、それをお伺いしたかったんですけども、ここで担当市民部長の川島さんに、なぜ10市町村だけは廃止にできたか、このあたりのご認識をご答弁いただければと思います。

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

現実的に各資産割を廃止している市町村から意見を求めたということはありませんけれども、私なりにただいま古橋議員がおっしゃっていました10市町村という都市名からしますと、ここにある資料ですと、古河、取手、東海は別個としまして、那珂、神栖、あるいは守谷、ひたちなか、筑西、鉾田、笠間、先ほど市長が言いましたように小美玉というような中でいきますと、現実的に先ほども私、第一回目の答弁で申し上げましたように、都市化の傾向、すなわち従前ですと、国保制度そのものが農業、営業等の方が入る制度というふうにとらえられて、古く30年ころからつくられてきたわけですけれども、現在は勤めの方、あるいは給料等で社会保険に加入していない方、そういう方が現実的に入られておりますので、従前の営業等でない場合の資産割を賦課しないと税収が保てないという時代といたしますか、地域性がなくなってきたところが、現実的に資産割を賦課しないというような状況であると思っておりますので、先ほども触れましたように、かすみがうら市もこの神立駅近くの稲吉地区あたりがかなりそういう世帯が多いということで、資産割を約半分以下にというような結果になっておりますので、将来まだまだ稲吉地区等が発展し、都市化がかなりの割合を占めてくることによって、結果的には資産割というのを徐々に減らし、あるいは将来なくなっていくのかなというふうに私の個人の意見ですけれども、考えております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

宮嶋市長は、市民の負担軽減というキャッチフレーズを前面に出されております。私は、そのキャッチフレーズを聞きますと、国保税の資産割、これは目標としてゼロと持つべきじゃないかなというふうに理解したいんですけども、これで公約を達成されたというふうには、私は到底認めたくないと思うんですけども、当市は市街化もあれば、無指定区域もあり、かなり同じ坪数でも差があるわけでございます。さらには市街化におきましては、相当数の団塊世代以上の先輩方がご自宅等も含めて所有なさっている、名義も早々には生前贈与されない、そういうことで市長が新聞でもお言葉として発言されております。だれしもお世話になる国民健康保険税、こういう中で非常に是正する部分、資産割をさらに是正する、この姿勢を選挙公約を果たしたということじゃなくて、さらに持つべきだと思うんですけども、そのあたり市長いかがですか、お伺いたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

資産割のさらなる低減についてであります。今、市民部長からも答弁がありましたように、当市の現状をいわゆる国保の加入世帯の現状等から見ますと、今の水準がほぼ当面はこれでもいいのかなという感じを私は持っております。しかし、傾向としては、確かに今、議員ご指摘のような趨勢にあるわけでありまして、今後もそういったところは注視しながら、審議会等のご意見

も伺いながらかじ取りをやっていきたいと、こういうふうに思っております。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

また、均等世帯割につきましては実質税額が上がるということで、私も昨年の12月には会派等におきまして、当市の国保税を納めている年額の格差をグラフにしてお示した経過もございません。この均等割、世帯割の税額を上げることによって、私も件数としては均等割、世帯割が上がることはこれは必至でありますということは、理解しております。

しかしながら、私としてはその均等割、世帯割額を上げる、このことをもっと市長さんには責任を持ってご負担いただくということをこの本会議上で発言いただくべきかなと思います。上程の理由においても、ほかの税率の是正については触れておりますけれども、余り均等割、世帯割を上げることの痛みについて協力を求める弁がない、私はここで再度ご質問させていただいて、市長からその弁をいただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

議員ご指摘のとおり均等割、世帯割の部分がどうしても上がっていくわけでありますから、それはそういった対象の市民の方にはご理解をいただくと、そういうことをお願いをするしかないと思っております。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

今後、景気の低迷がいつまで続くか存じませんし、何としても行政としては、この景気の回復を目指して頑張っているわけでもございまして、改めてお伺いするんですけれども、今後の国保税の税率、先ほどあらかた選挙公約としての目標を達成したとご答弁いただきましたけれども、常に時代の社会情勢は動くわけでもございまして。まだまだ景気の低迷が続くだろうというこの見通しの中で、私はまだ国保の税率についてはもっとさらに改善をすべきところ、詰めるべきところがまだ残っているかと思うんですけれども、市長、本当にこの選挙公約を果たして、これで市長の今、与えられている残りの任期の中ではこの税率改正で終わりなんですか、お伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

大分厳しいご指摘でございますが、一応当座の選挙公約は果たしたと、いわゆる近隣市町村並み、近隣と差のない、実質的に近隣とそれほど差がないレベルにまではこれで落としたいと思っておりますので、選挙公約は果たしはしたと。しかし、国保制度そのものは、国保税の水準そのものについては、あるいは制度のいろいろな矛盾点等については、今後とも改善に向けて努力していく、これはもう当然のことでありまして、これであと残す任期中、全然何も手をつけないということではございません。それはご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私も文教厚生委員会の立場でございますので、その先は詰め過ぎることはいささか度が過ぎますので、これにて国保の質問は終えたいと思います。

続きまして、第2点目の近隣市町村との外交利益についてお伺いします。

先ほどの市長の答弁を伺いますと、非常に簡潔な答弁だったかと思う次第なんですけれども、私とともにこの市議会、さらには新聞報道からなるかすみがうら市民の感触といたしましては、何か石岡地方斎場の件に特につきましましては、特段市長は、それらに副管理者として出向いてお仕事はなさっていると思いますけれども、協議が長引く、建設等の計画も宙に浮いたままになってしまう。この時間の経過も、私は既に不利益になっていると思います。時に決断が必要かと思えます。

当市におきましても、某企業においていろいろその建設計画に加わりたいという考えの企業もあることも事実であります。そういった企業にとりましても、この石岡地方斎場の移転の話がまとまらない形は非常に企業にとって不利益であります。市民にとっても、日に日に現在の石岡地方斎場が老朽化が進む中では焼却設備等の効率性を考えれば、今どきの火葬炉のほうがはるかに効率がいいわけでございます。そういった点で不利益もあるかと思えます。そして、かすみがうら市民の思いとしても、市長が全面的に選挙公約、石岡地方斎場の見直しに固執する余りに、市民の気持ちとしても非常に消極的になってしまう方も、必ずいらっしゃると思えます。

私は、先ほどの答弁では、特段今の現状は可もなく不可もなくのようなご答弁ではございましたけれども、本当に石岡市、小美玉市さんとの外交において不利益はないというふうにお考えなんでしょうか、ご答弁をお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

特に、近隣との関係の中で石岡斎場組合の件についてであります。この点につきましましては、何人かの方がこの後にご質問等あるようではありますが、昨年、市長就任時に規模縮小の申し入れをいたしまして、3度ほど管理者会議等でお話をしましたが、昨年の11月5日の管理者会議の話し合いをもって、その後、約3カ月以上もの間、1回も話し合いが正式には持たれなかったわけです。この事態に対しまして、管理者である石岡市長には、再三再四督促をしたわけですが、なかなか会議を持ってもらえないで、2月15日の斎場議会になってしまったわけですが、そういった経過の中で、やはり主張すべきは主張していくことを考えております。

現実的に、じゃそのために話し合いがなかなかつかないために工事がおくれたとか、そういうことがあるかと申しますと、それは現実的には全然そういうことにはなっておりません。工事は当初計画の予定どおりには進んではおりません。しかし、それはやはりもともと昨年のものであります。地権者の関係で用地買収ができなかった。それによって用地買収が約半年、用地買収がおくれたという事情がまずございます。その後、遺跡調査等を今やっているわけですが、本来であれば、昨年じゅうに造成工事等も予算には入っていたんであります。できなかったと。

それが今から発注するということでもあります。

実際に建物の建設工事が今時点で予定されているのは9月に着工すると、そういう段取りでありますから、話し合いが長引いていることによって工事がおくれってしまったということは全然ないわけでありまして、それ以外の原因で工事がおくれましております。しかし、工事がおくれしているからといって、いたずらに話し合いの時間を長引かせるということとはよくありませんので、私は再三再四申し入れをしているのであります。

ようやく、2月15日の斎場組合の議会の前の管理者会議におきまして、それまで石岡市長は話し合う必要がないというふうなことを文書等でもよこしておったんですが、小美玉市長の話もありまして、いずれにしても話し合いをしない話が決着しないことには建設工事には、現実的には着工できないわけでありまして、やはり話し合いを急ぐべきだという点では、2月15日には一致しました。ただ、決着はついていないと、そういうのが現状でございます。

何度も申しますが、そのことによって工事がおくれたという現実的な被害と申しますか、市民への不利益にはなっていないと、こういうふうに申し上げたいと思います。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私は、今の市長の答弁、認識にいささか先ほど申し上げたような偏りがあるのではないかとこのように申し上げたいと思います。

よく空気を読むという部分でもう少し選挙公約に固執する割合に比べて、非常に周りの評判、感触、こういったものにもっと敏感に耳を立てる、そういったことも私は宮嶋市長の選挙公約の一つではあったのではないかなというふうに思うんですけども、私はやはり管理者の話し合いがなかなか進まないということは、事実不利益を生んでいると思うんですけども、管理者からの提言に対して組合議会、この協議にかかるよりも、私はもっと管理者の立場として違った責任があるのではないかなと思うんですけども、私は宮嶋市長が石岡、小美玉の市長さんとの折衝の中、それが私は首長というよりは、単に3分の1の権利を主張されている、これまでの合意形成、場合によっては、組合議会の中で締結したような経過も余り尊重されておらないような答弁の印象を受けるんですけども、過去は過去なんですか。過去はもう過去のもので一切関係なく、今、宮嶋市長が副管理者となった以上は、今から将来のことしか私は尊重していないようにしか思えない。過去のこれまでの時間、もちろん予算もかけて、計画に関しても金をかけながらも費やしてきた、これは全部水に流すというお考えなのですか、この点をお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

一部事務組合の運営というのは、非常に今難しい時代に入っているかと思っております。これは一つの市の中でも同じであります、急激に社会情勢が変わってまいります。この斎場計画というのは、10年前に考えが始まったわけでありまして、その時代の考えからでは、一部縮小になった面もありますが、まだまだ見直しの余地があるということで、私は選挙のときに皆さんに申し上げてきて、その結果、市長に就任したわけでございますが、そのことも含めて、そういう経過の中

で、確かに今、議員ご指摘のとおり今まで10年近い間、一部事務組合の方々が議員さんも含めていろいろ議論を重ねてきたという経緯もあるわけでございます。

しかし、これは八ッ場ダムの問題とか霞ヶ浦の導水の問題もありますが、相当のお金をかけてしまった事業についても、今時代が違うのではないかということで見直しも入っております。これはまだ決着はついておりませんが、そういった時代が急変する中で、しかもかつては右肩上がりの中で、ある意味で行政は右肩上がりですから、どんどんいろいろなことをやっても、市民はお任せという感じだったわけでありましたが、今はそういうことが情報がどんどんみんな市民の方も関心を持ってきて、情報がどんどん表に出る時代になってまいりました。

そういう中で、市民の方もよくよく考えてみると、何だこれは無駄ではないのかなと、そういうことがやはり選挙は4年ごと、あるいはそれよりもっと短い場合もあるわけでありましたが、そういう年月の中でやはり見直しをする必要があるのではないかということで、私は申し上げております。

その点、見直しが全然だめということではありませんで、以前にも答弁したとおり、多少の見直しは小美玉、石岡と合意はしているわけです。ただ、まだ最終的な合意に至っていないと、最終的に合意しなければ事業は進みませんから、まだまだ話は続ける必要があると、こういうことで考えておまして、今後も事業自体がおくれるようなことのないように話をしていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私は今の市長さんの話を長引かせないように努めたいという答弁に非常に期待したい。その内容につきましても、かすみがうら市民だけではなく石岡、小美玉市の市民の気持ちもあるということをご理解いただきたいというふうに思うわけでございます。

それから、答弁におきましては、単なる今現時点の対話だけではなく、尊重という言葉は用いられませんでした。これまでの経過、年月、歳月も十分念頭に置いてこの無用な話し合いが長引くことを避けたいというふうに、私は理解したいと思います。

続きまして、3点目の秩序なき合理化についてお伺いさせていただきます。

まず、先般の全員協議会におきまして平成21年度財務4表、かすみがうら市の財政状況をバランスシートとして求めた、これは総務省等の指導の形によるものだと思うんですけども、市長さんはこれまた市長選挙において三百数十億もの借金があり、非常に当市の財政は破綻寸前であり、厳しいと選挙の中でお訴えになっていたわけでございます。しかしながら、当選後、決算報告においては健全であるという報告を市長のお名前でお出された。私も含めてそのことに対して、市長の選挙公約との矛盾を指摘させていただきました。もしこのまま財政が資金ショートするというなら、その決算報告とは別に任意で報告を出していただきたい。今後の財政計画を宮嶋市長との視点で示していただきたい、私は訴えてまいりましたけれども、その選挙公約で強く訴えられていた厳しい財政状況を根拠としてお示しいただくことはありませんでした。

この先般の全協でバランスシートいただきましたけれども、これを見る限りではその市長の憂慮される、いわばこのバランスシートでいえば、債務超過のような形は全然あらわれていないわ

けでございます。普通の事業者であれば、このバランスを見る限りでは、まだまだ借入れが十分対応可能であるというふうに理解されると思います。

私は、さまざまな行財政改革に取り組んでおられますけれども、いささかこの選挙公約のあたり方には過度なところがあったのかどうか市長のご認識を、今現在、市長としての立場から見てあるのかどうか、ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私の財政に対する基本的な考え方ではありますが、現実的にかすみがうら市が歳入欠陥が出て、歳出分を賄えないという状態でないことは明らかであります。それは財務4表が示すとおりであります。しかし、私どもが、かすみがうら市がよって立っている地方交付税初め国の資金であります。国の例えば地方交付税についても、合併特例債のいわゆる償還金等も含めて地方交付税に算入されるわけではありますが、その算入された地方交付税、たしか47億だと思んですが、それが実際、じゃ47億現金でいただけたかと、国から47億円振り込んでいただけたかという、現実的には振り込んでいただけていないわけであります。47億のうちの約10億円は、当面国に金がないので借りかえといってくれということで10億円ぐらいは、かすみがうら市の名義で国が本来くれるべき10億円をかすみがうら市の名義で10億円借りかえたわけですね、臨時財政対策債ですよ。そういう形ということは、これはその先、その10億円がじゃことし10億円ですが、来年の分も含めて、今後絶対国が払ってくれるかといったら、今、国の状況を見ると、そういうことは期待できないのではないかと。もうそういう事態になっております。

帳じりは合わせておりますが、実態というのはもう既に10億円の歳入欠陥があるわけでありませう。実質的には借金を許されたんで国が許さないと、国のほうは払えないわけですからどうにもならないんですね。そこで表に出たら債務不履行になってしまいますから、現実的にはそれが現実だと、帳簿の上では合っていますよ。しかし、それは借用書にサインしただけですから、それはいずれは国が払わなくてはならない。じゃ、国はそれが払える状況かということそうではない。私はそういう認識で、もう徹底的な厳しい行財政改革に取り組んでいかないと、もう今の国のやっていることをそのままのみにして財政運営やっていいたらとんでもないということ、そういう認識でおります。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

今の市長のご答弁、資金繰りについて、私は国はもっと地方交付税として出したいんだという気持ちは国としてももちろん責任は持っていると思いますし、それだけ金額を送りたいという気持ちをありがたく解釈すべきところもあるんじゃないかなというふうに思います。今の資金繰りの市長の苦勞のとらえ方をそのまま今回の上程されている予算において市内の各種団体、補助金、一方的に下げられている。資金繰りが非常に不安な形になっている。全く市長が今、苦勞した考えと同じになってしまうんじゃないんですかね。もうちょっとこちらの提示だけではなく、先方の提示の努力もいただきながら行財政改革に取り組んでいく、これこそ市長がねらうところ

ではないのでしょうか。私はいささか一方的過ぎる、市長が今先ほど、国とのやりとりの中で資金繰り苦労されている、これは矛盾しているような気がするんですけども、いかがですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

矛盾はしていないと思います。かすみがうら市が国からもらえないわけですから、10億はとりあえず市のほうの名義で、本来であれば国が振り込んでくれるお金を市の名義で借りかえておくよということでありますから、市の要するに後で国がくれるという約束なんです、それは空手形ではないかというふうに私は考えざるを得ないと。そういった厳しい状況でありますので、もちろん補助金等の交付につきましては、補助金審議会で審議をいただいているわけです。

補助金審の中で、ことしは時間もありません関係上、たまたま18の事業しか補助金審にはかかっておりません。まだ100以上150もの補助金交付団体があるわけでありますが、そのうちのごく一部につきまして補助金審で検討していただいて、特に補助金交付団体については、その団体に余裕金というか繰越金等があるかないか、そういったことを見る。さらには、その団体がその団体における給与等を適正に支払っているかどうか、少し改善の余地がないかどうか、あるいはいろいろな無駄遣い、今どき無駄遣いということはないでしょうけれども、さらなる減ができないかという観点から補助金審で審議をいただいたわけです。そのご指摘を受けて、今回予算にそういったことを反映させた予算として提案させていただいたと、こういうことでございます。ひとつご理解を賜りたいと思います。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

市長は、先ほど国との資金繰りの相談の中で特別臨時債というご答弁ありましたけれども、これもまさしく国の優しさでいろいろ金利的にもかなり優遇された形、それから手続的にも大分国としてサービスを受けたのではないかなと思うんですけども、いざ我が市の中の補助金を通達した先にしますよと、そういう同じような配慮があるのでしょうか。さらには、事業仕分けたる補助金審議等の中でそういった資金繰り、そこまで十分各団体の資金繰りを年度当初にこれだけまとまった金が必要だ。もし、こちらの都合でどうしても削減しなければならないというのであれば、その代替となるような提案をする、それが私は仕事だと思うんですけども、そういう点で、先ほども矛盾しているのではないですかというふうに申し上げたんです。

ですから、補助金を削減、一方的にただけではないんですか。じゃ、それを補てんする代替策をこちら行政として努力されている、こういうものはあるのでしょうか、ないのでしょうか、お伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

そういう各団体における先ほども申しましたが、資金繰りの状況等も十分、補助金審のほうでは検討されたようであります。もちろんいわゆる毎年度の収支決算書、そういったものはもう十

分検討して、その中に余裕金があるかないか。ですから、もしこれがこの補助金、今年度カットの対象になった団体等がどうしてもやりくりがきかなくて、逆に負債がふえていくということになれば、負債がふえていくということはないでしょうけれども、仮にかすみがうら市が今、置かれているような新たに借用書にサインをするという、臨時財政対策債、それにサインをするというような状況になれば、これは補助金交付している団体というのは、もちろんそれなりにいろいろな市内での市民の皆さんとの協働活動、あるいは企業活動等を支えているわけでありまして、これがつぶれてしまっただけでは何にもならないわけでありまして、それは十分検討してまいりたいと。

ただ、今回の予算書の中で即この補助金削減によってその団体がつぶれてしまうと、そういうようなことをやった覚えは全然ありませんので、万が一そういう窮屈な状態になれば、今年度は多分それでしのげるのではないかと思います。借り入れ等発生した場合は翌年度に対応するとか、補正で対応するとか、そういったことは当然していかなくてはならないと、行政としてそれは当然のことであると、そういうふうに思っております。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私は、今の市長の答弁からすると、非常に削減率が大き過ぎるのではないかというふうに思う次第なんですけれども、私は通告で担当部長にはお伺いしていないわけですし、秩序なき合理化という点でご答弁いただければと思うんですが、事業仕分けをなさった審議会の担当事務局の部長さんに、この削減する補助金の相手先は4月、5月、その削減した形で運営に支障を来すのか来さないのか、そのあたりご答弁をいただきたいんですけれども。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 塚野 勇君。

○市長公室長（塚野 勇君）

ただいまの補助金等審議会での審議経過等を踏まえてのご質問でございます。この審議会での当指針の一部につきましては、先般、議員の皆様方にご報告を申し上げたところでございます。そういう中で、今般は124事業の中で18事業について補助金等審議会でも審議をしていただきました。ただ、審議会での答申内容につきましては、個々について補助金の金額については具体的には触れておりません。あくまでも継続、見直し、改善、あるいは内容によっては減額も可能ではないかと、そういう答申内容でございます。それを踏まえまして市長等の判断の中で、今回数字的な内容が示されたところでございます。

ただいまの今回の補助金の削減によって団体の運営に影響があるのではないかというような、その辺の判断をというようなご質問でございますが、私の立場でほかの団体の財務状況、運営方針等について、具体的に触れるのをちょっと避けたいと思います。

そういう中で、繰り返しになりますが、補助金審議会についても22年度、ある面では暫定的な対応でございます。23年度さらに抜本的な補助金制度のあり方について見直し、検討をしていこうというふうなことで審議会の中でもいろいろなご意見が出ておりますので、私としましては、補助金のあり方についてさらに時代の変化、市民のニーズに沿った新しい補助金体制ができれば、そういうことで今、考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私は、今の担当部長の答弁からすると、各論として資金繰りについて踏み込んだ精査はないのかなというふうに理解するところなんですけれども、私は今回もう上程されていますから、この定例会の時間の限られた中で、ぜひ市長には無用な時間を極力かけない形で話し合いを持って、対話を持っていい形を生み出す努力をしていただきたい。

また、もう一点、これはお伺いしますが、いささか施政方針寄りの内容になってしまうので、私の通告した内容にフォーカスがややずれるんですけれども、今回、上程されました各種予算、トータル額も含めてです。私は行財政改革の御旗を掲げた割には、ほぼ例年並みの予算である。借金を減らそうという形も特段、施政方針の中ではない。私は、いろいろそういう行財政改革の中で補助金の見直しを事業仕分け等でやったということなんですけれども、そのやった形が市長の選挙のときに掲げられていたものとリンクしていないというふうに思うんですけれども、この点については施政方針の中でご答弁いただくことかと思っておりますので、簡潔にご答弁少しいただければと思うんですが、お願いいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

事務事業、さらには補助金等につきましては、議会の各委員会等もあります。この場で余り具体的なことに触れても仕方がないと思いますので、各委員会等におきまして持てる資料は全部、補助金審議会等でももう資料は全部出しております、そういった資料を十分ご検討いただいて、例えば補助金についてはその団体に余裕金があるかないか、きちんと定員管理をしているか、そういったことも含めて見ていただけたらご納得、ご理解がいただけるのではないかと考えておりますので、その節はよろしくお願いたしたいと思っております。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私は市長が唱えられる聖域なき行財政改革ということが、結果として非常にこの定例会で負担を増している。私はもうちょっと段階的に踏み込むステップを大きくまたぎ過ぎているのではないかなというふうに感じる次第でございます。そのためにも、議会はこの定例会の中だけが仕事ではございませんので、予算書を組む前にもいろいろ議決する我々とも事業仕分けの審議会だけではなく、相談することが非常に効率がいいものであろうというふうに思う次第でございます。

ぜひここまで来ておりますから、何とか私としても、市民の皆様には不安を与えないような23年度予算になるように努めたいと思っておりますので、ぜひ宮嶋市長からも私のみならず20人の議員に対して歩み寄りの姿勢を出していただきたいということをお願い申し上げまして、私の一般質問を終えたいと存じます。